

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月9日
【会社名】	スギホールディングス株式会社
【英訳名】	SUGI HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 克典
【本店の所在の場所】	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	0566(73)6300
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営戦略・財務経理担当 兼 CFO 笠井 真
【最寄りの連絡場所】	愛知県大府市横根町新江62番地の1
【電話番号】	0562(45)2744
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営戦略・財務経理担当 兼 CFO 笠井 真
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 16,236,990,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,082,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1 上記普通株式（以下「本新株式」といいます。）は、2026年7月9日（以下「発行決議日」といいます。）付の当社取締役会により発行を決議しております。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	5,082,000株	16,236,990,000	8,118,495,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	5,082,000株	16,236,990,000	8,118,495,000

(注) 1 本新株式の募集（以下「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。）は第三者割当の方法によりま

- す。
2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は8,118,495,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,195	1,597.5	100株	2026年7月27日（月）	-	2026年7月27日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社とGIC Private Limited（以下「割当予定先」といいます。）との間で本新株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
- 4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 5 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株式の発行は行われな

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江62番地の1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 安城支店	愛知県安城市御幸本町6-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
16,236,990,000	228,550,400	16,008,439,600

- （注）1 発行諸費用の概算額は、アドバイザー費用、弁護士費用、登記費用等の合計金額であります。
2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

本新株式の発行によって調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
店舗の出店及び既存店舗の改装投資	4,008,439,600円	2026年8月～2028年3月
DX・AI関連投資（SCM含む）	8,000,000,000円	2027年3月～2029年2月
戦略的投資及びM&A	4,000,000,000円	2026年8月～2031年2月
合計	16,008,439,600円	-

- （注）1 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は安定的な金融資産である銀行預金で管理する予定です。
2 上記具体的な使途につき、乃至につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。
3 上記の乃至は、当社の新中期経営計画（2027年2月期から2031年2月期）における5か年累計のキャッシュアウト計画（成長投資・株主還元等を合算して3,400億円規模を想定）の一部に該当いたします。当該キャッシュアウト計画における必要資金のうち、本新株式の発行によって調達する資金以外につきましては、営業キャッシュフロー、運転資金改善、不動産流動化、デットによる調達等を組み合わせて確保する方針でございます。

（募集の目的及び理由）

（1）当社の事業概要及び長期ビジョン

当社グループは、「すべての人の健康で豊かな生活へ貢献する『地域のヘルスケアのインフラ』」を目指し、関東・中部・関西・北陸信州エリアを中心に2,321店舗を展開するドラッグストア・調剤併設型店舗の運営を中核事業としております。約6,600名の薬剤師、約1,300名のビューティアドバイザー及び約700名の管理栄養士を擁する調剤併設型ドラッグストアを強みに、「トータルヘルスケア戦略」に基づき、予防・未病から医療・服薬、介護・生活支援まで一貫したサービスを提供しております。

当社は、2027年2月期を初年度とする新たな5か年の中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）を策定し、創業期の調剤併設型ドラッグストアのバイオニアとしての成長及びヘルスケア×DXによる磨き込みによる成長を軸とする事業戦略の推進と、投資と財務健全性の両立を図る財務戦略の遂行により、企業価値の最大化を追求してまいります。

（2）外部環境の変化と非連続的成長に向けた財務基盤構築の必要性

我が国のドラッグストア・調剤薬局業界におきましては、人口減少に伴う商圈の縮小、最低賃金の継続的上昇、薬価・調剤報酬のマイナス改定に加え、テクノロジーの急速な進化や消費行動の多様化、調剤報酬改定による対物業務から対人業務への評価重点の移行など、企業間競争と薬局の選別が一層激しさを増すものと想定されます。

また、異業種を巻き込んだM&Aや合従連衡による大手企業主導の業界再編が加速していくものと見込まれ、業界トップクラスの手2社が合従連衡を進めるなど、業界再編はかつてない速度で進行しております。このような環境を、当社にとってM&A機会の増大という戦略的に重要な局面と捉えて、当社が次のステージに到達するためには、オーガニック成長のみに依存せず、M&Aを含む非連続的成長を機動的に実行できる財務基盤の構築が不可欠です。また、当社は既存株主の皆様との長期的な信頼関係を構築しつつ、持続的な企業価値向上に向けて、新たなグローバル機関投資家を株主として加え、株主構成を一層充実させることが、時価総額の拡大に向けた有効な取り組みであると認識しております。本第三者割当は、こうした財務基盤の構築及び株主構成の充実という両面に対応し得る手段として実施するものであります。

（3）新中期経営計画における成長戦略

新中期経営計画における成長戦略は、ドラッグストア・調剤事業と周辺事業による価値創造を基本構造としております。第一に、中核となるドラッグストア・調剤事業におきましては、関東・中部・関西へのドミナント出店の推進、エリアニーズに応じた既存店舗の改装、購買データに基づくセグメント配信などの販促DXの高度化、バックオフィス業務の標準化・AI化等の本部DX推進、対物業務のDX化及び人員配置の適正化を通じて、生産性向上と運転資本の最適化に取り組み、キャッシュ創出力を最大化してまいります。第二に、ここで創出したキャッシュを医療・介護・ウェルネス等の周辺事業へ戦略的に再投資することで、顧客接点の拡充及びビジネスモデルの拡張を図ります。第三に、本サイクルを循環させて収益基盤を一層強固なものとした上で、同業他社や異業種パートナーとの水平連携、並びにメーカー・卸との垂直連携を進め、当社が長年にわたり構築してきた経営インフラ（医療機関との連携による高度な専門性を要する処方せんや訪問調剤の応需体制、自社開発によるスギ薬局アプリを軸としたCRM、効率的な物流・調達ネットワーク、本部機能におけるDX・AIによる経営基盤等）を他社に対して開放・提供することで、業界全体の生産性向上に寄与しつつ、当社自身もスケールメリット及びネットワーク効果を享受する成長モデルを構築し、スギ薬局グループ経済圏の競争優位性を確立してまいります。これらに加え、株式会社セキ薬品との早期シナジー創出及びスギ薬局と阪神調剤薬局のシナジー効果創出を通じたグループ統合価値の最大化を進めるとともに、長期的視座のもと「トータルヘルスケア戦略」の海外展開も視野に入れ、非連続的成長の機会を機動的に取り込んでまいります。

(4) 本第三者割当の戦略的価値及び割当予定先について

本第三者割当は、当社にとって単なる資金調達にとどまるものではありません。当社は売上高1兆円を達成し、更に1.6兆円を目指しており、この水準への到達には、既存の投資家に加え、新たな長期投資家層への株主構成の深化が不可欠と考えております。

割当予定先は、1981年にシンガポールの外貨準備金を運用する目的で設立されたグローバル機関投資家であり、シンガポールに本社を置き、世界11の主要金融都市に2,300名を超える人材を擁し、40か国以上に投資を行うグローバルな体制を有しております。長期的な投資方針、多様なアセットクラスの運用能力及び広範なグローバルネットワークを強みとし、被投資企業に対し、取締役会・経営陣への助言、自社の知見やグローバルネットワークへのアクセス提供などのパートナーシップを可能にしております。当社にもたらす具体的価値は、以下のとおりです。

第一に、海外機関投資家層への株主構成の深化です。当社は国内小売業という業態特性上、海外機関投資家からの認知度に課題があり、これは新中期経営計画に掲げる市場評価目標の達成に向けた重要な課題と認識しております。本第三者割当により新たなグローバル機関投資家を株主として迎えることで、これまで当社株式を保有してこなかった投資家層への認知度向上を加速いたします。

第二に、グローバルネットワークを活用した海外事業展開機会の獲得です。当社は、「トータルヘルスケア戦略」の海外展開を中長期的成長戦略の重要な柱と位置付けております。これは単なる商品供給にとどまらず、医療・介護領域、富裕層を中心とした国内外相互送客、ジェネリック医薬品領域における垂直連携等、多岐にわたる領域に及びます。当社の事業構造は近い将来、日本国内のみで完結する段階から、グローバルな枠組み及び視点のもとで国内事業についても新たな事業モデルを構築する段階に進みます。割当予定先が有する世界40か国以上にわたるグローバルネットワーク、多岐にわたるビジネスパートナー・公共セクター・医療機関・その他優良企業との接点は、当社にとって自力での関係構築が困難な戦略的資源です。当社の国内及び海外事業を加速する上で、他に代え難い戦略的パートナーになり得るものと考えております。

第三に、経営の自律性及び経営理念を尊重するパートナー株主の獲得です。割当予定先は、被投資企業の事業の独自性及び経営理念を尊重する建設的な株主としての姿勢を一貫して取っており、これは創業以来当社が大切にしてきた「地域のヘルスケアのインフラ」という経営理念及び新中期経営計画における非連続的成長戦略と深く整合するものです。当社の中長期的な経営判断を支えるパートナー株主として、新中期経営計画の着実な遂行を支える基盤となります。

第四に、業界再編期における共同投資パートナーとしての機能です。割当予定先は、国内外の業界リーディングプレーヤーとの大型共同投資・合併事業の実績を多数有しております。我が国のドラッグストア・調剤薬局業界が再編フェーズを迎える中、当社が今後機動的に推進する大型M&A及びプラットフォーム展開において、割当予定先は単なる資金提供者にとどまらず、共同投資・資金提供パートナーとしての機能を果たし得る存在です。

第五に、新中期経営計画に基づく成長投資資金の確保です。本第三者割当による調達資金は、出店投資、DX・AI関連投資、スペシャリティ医薬品調剤の展開、新規事業領域への先行投資、物流・本部機能のデジタル化投資等、新中期経営計画の成長投資の原資の一部として活用いたします。同時に、自己資本基盤の戦略的強化を通じて、業界再編期における大型M&A機会への対応力を確保するものです。本第三者割当の具体的な資金使途につきましては、下記「(5) 本第三者割当を選択した理由（手取金の具体的な使途）」をご参照ください。

これら五つの戦略的価値は、他の資金調達手法からは得られない、割当予定先との関係構築によって実現される独自の価値です。

(5) 本第三者割当を選択した理由

当社が本資金調達手法として、銀行借入又は公募増資ではなく、割当予定先に対する第三者割当を選択した理由は、以下のとおりです。

第一に、銀行借入は、当社の財務基盤に鑑み引続き重要な調達手段ですが、業界再編期における大型M&A機会への対応力を確保するためには、銀行借入枠を温存しつつ自己資本基盤の構造的強化を並行して進めることが不可欠であり、加えて銀行借入は上記「(4) 本第三者割当の戦略的価値及び割当予定先について」に記載の戦略的パートナーシップ構築という効果を有しないことから、本件の目的に合う調達手法ではないと判断いたしました。

第二に、公募増資は、募集手続及び条件決定までに相当の期間を要し市況変動により所定の調達金額の確保に不確実性が伴うこと、短期売買志向の投資家比率が増加する可能性があり、当社が新中期経営計画において志向する長期保有型のグローバル機関投資家層との関係構築との整合性の観点から課題があること、加えて上記「(4) 本第三者割当の戦略的価値及び割当予定先について」に記載の戦略的パートナーシップ構築という効果を有しないこと、を総合的に勘案し、本件の目的に合う調達手法とは考えておりません。

なお、株主割当増資につきましては、本件が企図する戦略的パートナーシップの構築という目的に資するものではないことから、選択肢の対象外と判断いたしました。

以上を踏まえ、本第三者割当は、上記「(4) 本第三者割当の戦略的価値及び割当予定先について」に記載のとおり、新中期経営計画の実行に必要な資金の確実かつ機動的な調達と、戦略的長期パートナーシップの構築を同時に実現できる手法であり、本件の目的に最も適合した調達手法であると判断いたしました。

以上の理由により、当社は本第三者割当の方法による資金調達が、当社の持続的な成長と企業価値向上、及び既存株主の皆様の中長期的利益の最大化に資するものと判断し、これを実施するものです。

(手取金の具体的な用途)

上記の具体的な用途の詳細は、以下のとおりです。

店舗の出店及び既存店舗の改装投資

当社グループは、新中期経営計画における中核戦略の一つとして、関東・中部・関西エリアを中心としたドミナント出店の推進及び既存店舗の競争力強化を位置付けております。2027年2月期におきましては、ドラッグストア112店舗の出店及び調剤薬局18店舗の出店を計画しており、出店投資として212億円、既存店舗の改装投資として45億円を予定しております。新中期経営計画期間中（2027年2月期～2031年2月期）におきましては、新店投資累計1,200億円、改装投資累計200億円を計画しており、調剤併設型ドラッグストアを中心とした事業基盤の継続的な拡充を進めてまいります。本資金調達による調達資金は、これら出店・改装投資の原資の一部として活用し、当社グループの中核事業の収益基盤強化に充ちたいします。

DX・AI関連投資（SCM含む）

当社グループは、新中期経営計画における重要施策として、DX・AI活用による競争力強化、並びに事業基盤の構造的進化を企図したDX・AI関連投資を位置付けております。新中期経営計画期間中（2027年2月期～2031年2月期）におきましては、これら投資領域に対し、5か年累計で相応の規模の投資を計画しており、具体的には、データ・AI基盤の整備、業務基幹システムの刷新、顧客接点・店舗サービスの高度化、並びに経営・物流基盤の構造的進化（サプライチェーン・マネジメントの進化を含みます。）を通じて、当社グループの店舗網の競争力を支える基盤を構築してまいります。なお、2027年2月期におきましては、DX関連投資として65億円を予定しております。本資金調達による調達資金は、これら投資の原資の一部として活用いたします。

戦略的投資及びM&A

当社グループは、新中期経営計画におけるキャッシュ・アロケーション方針として、コア事業で創出したキャッシュを医療・介護・ウェルネス・データビジネス・EC等の戦略的周辺領域へ集中投資すること、並びに業界再編期における機動的なM&Aの実行を掲げております。具体的には、M&Aの対象領域として、ドラッグストア及び調剤事業の強化に資する周辺領域の企業への投資、並びにドラッグストア、調剤薬局、DX・AI、サプライチェーン・マネジメント領域の事業者への投資を想定しております。また、新中期経営計画で掲げる水平・垂直戦略の推進に向けた事業連合体の構築及び事業基盤の強化を目的として、同業・異業種への投資、調剤外部化や物流センター等の自社インフラ整備、製造・調達機能の強化等のシステム・運営基盤の整備等の戦略的投資を機動的に実行してまいります。新中期経営計画期間中におきましては、これら戦略的投資及びM&A資金として相応の投資枠を想定しております。本第三者割当により自己資本を増強し、銀行借入枠を温存しながら、業界再編期において生じ得る大型M&A機会に対する機動的な対応力を確保してまいります。なお、現時点において具体的かつ確定的なM&A案件の予定はございませんが、当社の中長期的な企業価値向上に資する機会が生じた場合には、厳格な投資規律（資本コストを上回るハードルレートの適用）のもと、機動的に検討・実行する方針です。本資金調達による調達資金は、これら戦略的投資及びM&A資金の原資の一部として活用いたします。当該投資に充当されなかった場合の代替使途といたしましては、コア事業の出店・改装投資への振替、又は有利子負債の返済による財務健全性の維持に流用する方針です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	GIC Private Limited	
	本店の所在地	168 Robinson Road, #37-01 Capital Tower, Singapore 068912	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	Shin Horie Managing Director, Head of Japan Office, Representative Director +81 3 5219 2911 (Main line)	
	代表者の役職及び氏名	Shin Horie Managing Director, Head of Japan Office, Representative Director	
	資本金	非開示	
	事業の内容	GIC Private Limitedは、シンガポールの長期的な財源を確保するために1981年に設立されたグローバル機関投資家です。GIC Private Limitedは、シンガポールの外貨準備金を管理しており、長期的かつ規律ある投資アプローチを採用しています。資産配分戦略は、株式、債券、実物資産の3つの資産クラスで構成されており、先進国及び新興国市場の株式、名目債及びインフレ連動債、プライベート・エクイティ、不動産、オルタナティブ投資、インフラへの投資を含みます。	
	主たる出資者及びその出資比率	シンガポール政府が100%出資しています。	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	GIC Private Limitedは、2026年6月19日現在、当社の普通株式を2,519,900株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1 提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2026年7月9日)現在のものであります。

2 資本金については、GIC Private Limitedは非公開会社であり、一般に公表していない情報であることから、開示の同意を得られていないため記載しておりません。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、1981年にシンガポールの外貨準備金を運用する目的で設立されたグローバル機関投資家であり、シンガポールに本社を置き、世界11の主要金融都市に2,300名を超える人材を擁し、40か国以上に投資を行うグローバルな体制を有しております。長期的な投資方針、多様なアセットクラスの運用能力及び広範なグローバルネットワークを強みとし、被投資企業に対し、取締役会・経営陣への助言、自社の知見やグローバルネットワークへのアクセス提供などのパートナーシップを可能にしております。

割当予定先に対する本第三者割当が当社にもたらす具体的価値は、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (募集の目的及び理由) (4) 本第三者割当の戦略的価値及び割当予定先について」に記載のとおりであり、これらは、他の資金調達手法からは得られない、割当予定先との関係構築によって実現される独自の価値です。

以上に鑑みて、当社はGIC Private Limitedを割当予定先とすることに決定しました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 5,082,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先とは保有方針に関して特段の取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先より、本第三者割当の払込みから2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に関して割当予定先との間で締結する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、割当予定先が払込みのための必要かつ十分な資金を有する旨の表明保証を受けております。また、割当予定先の2026年6月12日付の2026年5月29日時点の銀行残高確認書を確認した結果、割当予定先が本第三者割当に係る払込みに必要な現金及び現金同等物を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、本第三者割当に関して割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、割当予定先は、()反社会的勢力と（直接的又は間接的な）財務上の又はその他の関係を有しておらず、()反社会的勢力に資金提供を行っておらず、また将来において行うことはなく、()反社会的勢力に属する者又はその関係者を自らの取締役又は従業員として故意に選任又は雇用しておらず、また将来において故意に選任又は雇用することはなく（また、割当予定先がこれらの者を選任又は雇用した場合には、これらの者が反社会的勢力に属していること又は取締役若しくは従業員として割当予定先に関与していることを知った時点で直ちにこれらを解任した（又は直ちに解任する予定である）。）、また、()割当予定先の知る限り、いかなる反社会的勢力も割当予定先又はその子会社の経営に関与しておらず、また今後も関与しない旨の表明保証を受けています。当社としては、かかる表明保証をもって、割当予定先の実態について確認ができたと考えたものの、念の為さらに慎重を期して、割当予定先及びその役員について、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2階、代表者：小坂橋仁）の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を2026年7月4日に受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その主要株主及び役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との交渉の結果、発行決議日の直前営業日である2026年7月8日の、東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値(以下「終値」といいます。)に97.2%を乗じた価額である3,195円(円未満四捨五入)としました。当該発行価額の算定基準として発行決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該発行価額は、同直前営業日から1か月間遡った期間(2026年6月9日から2026年7月8日まで)の終値の平均値3,086円(円未満切り捨て)に対して3.53%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント又はプレミアムについて同様に計算しております。)のプレミアム、同直前営業日から3か月遡った期間(2026年4月9日から2026年7月8日まで)の終値の平均値3,099円(円未満切り捨て)に対して、3.10%のプレミアム、同直前営業日から6か月遡った期間(2026年1月9日から2026年7月8日まで)の終値の平均値3,344円(円未満切り捨て)に対して4.46%のディスカウントとなります。本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、本第三者割当の必要性、本第三者割当を通じて一層の企業価値の向上を図るという目的の相当性、当社株価の変動、本第三者割当により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該発行価額が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

また、当社の監査役4名(うち社外監査役は3名)全員から、上記の当社判断のとおり、本新株式の発行価額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法であるとの意見を得ています。

以上のことから当社は、本新株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しました。この判断に基づいて、当社取締役会では、本第三者割当の目的、調達する資金の用途、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による発行株式数は5,082,000株であり、2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数189,992,514株に対する希薄化率は2.67%、2026年2月末時点の総議決権数1,809,183個に対する希薄化率は2.81%となり、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、新中期経営計画の実行に必要な資金の確実かつ機動的な調達と、戦略的長期パートナーシップの構築を同時に実現できる手法であり、本第三者割当によって、当社の持続的な成長と企業価値の向上が期待でき、ひいては株主の皆様利益にも資するものと考えております。よって、本第三者割当によって新たに発行される予定の当社普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社スギ商事	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	67,731,000	37.44	67,731,000	36.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	17,290,700	9.56	17,290,700	9.30
株式会社スギアセット	愛知県大府市横根町新江62番地1	9,057,000	5.01	9,057,000	4.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	8,049,700	4.45	8,049,700	4.33
GIC Private Limited (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	168 Robinson Road, #37-01 Capital Tower, Singapore 068912 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	237,600	0.13	5,319,600	2.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	5,280,876	2.92	5,280,876	2.84
CEP LUX-ORBIS SICAV (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31 Z.A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	4,037,771	2.23	4,037,771	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	3,272,298	1.81	3,272,298	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	3,122,116	1.73	3,122,116	1.68
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,801,292	1.55	2,801,292	1.51
計	-	120,880,353	66.81	125,962,353	67.72

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年2月28日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、上記(注)1に基づく所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当により割り当てられる本新株式の数及び当該株式に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第44期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日） 2026年5月20日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年7月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月21日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年7月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年7月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年7月9日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

スギホールディングス株式会社 本店
（愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4）
（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）
愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。